

## アスベスト予防規則等の改正・施行（2021年4月迄）

改正・施工年月	概要	詳細・解説
1975（昭和50） 10	アスベスト含有吹付作業禁止	含有が5%を超えるもの
1995（平成7） 4	アスベスト含有吹付作業禁止	含有が1%を超えるもの
2004（平成16） 10	使用などが禁止	含有が1%を超える以下の建材使用禁止 石綿含有建材、摩擦材、接着剤等、指定10品目
2006（平成18） 9	輸入・製造・使用などが禁止	アスベストを含有する建材一切使用不可 それ以前に着工した建築物・工作物等は石綿を含む建材使用の可能性が高い
2013（平成25） 6	特定粉じん排出等作業の実施届出義務	届出義務者を発注者に変更 解体等工事の事前調査、説明、掲示の義務付け 立入検査等の対象の拡大
2020（令和2） 10	石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に関する規制	次の工種施工の場合作業場の隔離が義務化 アスベストを含有するけい酸カルシウム板第1種を切断・破砕等を行う場合 次の工種施工の場合手法が原則義務化 アスベストを含有する成形板の除去 ⇒切断・破砕によらない方法で行う事
2021（令和3） 4	工事開始前の石綿の有無の調査	工事対象となるすべての建材が対象 設計図書での確認は製造年まで確認 目視確認は製品情報まで確認 上記方法で不明な場合は分析調査を行う 調査結果の保存・掲示 調査結果記録は3年間保存 調査結果記録（写）現場に備付け、概要を見えやすい箇所に設置
	労働基準監督署への報告	着工14日前までに届け出 アスベスト含有保温材等の除去計画
	石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に関する規制	アスベスト含有仕上塗材除去の際隔離等が必要 ディスクグラインダー・ディスクサンダーで除去する場合、作業場所を隔離し湿潤な状態を保ち作業
	作業実施状況の記録・保存	記録は写真・動画等で記録し3年間保存 事前調査掲示、表示物・掲示物（立入禁止、石綿作業場である旨等）、設備設置状況（更衣室、集じん・排気装置等）、点検結果（粉じん漏洩点検除去完了確認）等
	労働者ごとの作業記録の項目追加	40年保存義務がある作業記録に追加 事前調査結果、作業方法・措置、保護具使用状況
	資格者によるアスベストの取り残しがないことの確認義務化	吹付石綿・アスベスト含有保温材等 除去工事終了時作業場の隔離撤去前に実施

## アスベスト予防規則等の改正・施行（2021年4月以降・2021年5月現在）

改正・施工年月	概要	詳細・解説
2022（令和4） 4	労働基準監督署への報告	<p><b>次の工事を行う場合届出が必要</b></p> <p>解体部分の床面積が80㎡以上の解体工事          請負金額が100万円超の建築物の改修工事          請負金額が100万円超の工作物の解体・改修工事</p> <p>※工作物指定有</p> <p>反応槽 加熱炉 ボイラー 圧力容器          配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）          焼却設備・煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）          貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）          発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）          変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）          遮音壁、軽量盛土保護パネル 等</p>
2023（令和5） 10	工事開始前の石綿の有無の調査	<p><b>事前調査を実施することが有資格者に限定</b></p> <p>特定建築物石綿含有建材調査者          一般建築物石綿含有建材調査者          一戸建て等石綿含有建材調査者※限定有</p> <p>令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者</p> <p><b>分析調査を実施することができる者が限定</b></p> <p>厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者          日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランクもしくはBランクの認定分析技術者          日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」          等に限定</p>